

令和3年度

# 富里市住宅用省エネルギー設備 設置補助制度のご案内



富里市では、地球温暖化の防止対策促進のため、自ら居住し、または居住しようとする住宅に省エネルギー設備を設置する方（省エネルギー設備が設置された新設の住宅を購入する場合を含む）に、その設置費用の一部の補助を行います。

## 1 対象となる設備

- 1 太陽光発電システム
- 2 家庭用燃料電池システム（エネファーム）
- 3 定置用リチウムイオン蓄電システム

## 2 補助金の対象となる住宅

- 1 市内に所在する住宅（店舗等の併用住宅を含む）
- 2 太陽光発電システムを設置する住宅

- 設備の設置工事に着工する前日までに建築工事が完了していること。
- 市へ実績報告する日までにいずれかの設備が設置されていること。

### ①エネルギー管理システム（HEMS）

※住宅全体の電気使用量などを自動で実測し、エネルギーの「見える化」を図るとともに、機器の電力使用量などを調整する制御機能を有し、機器の制御に係る装置（コントローラ等）が一般社団法人エコーネットコンソーシアムの定める「ECHONET Lite」規格の認証を取得しているもの。

### ②定置用リチウムイオン蓄電システム

※富里市住宅用省エネルギー設備設置補助金交付要綱の別表第1に定める要件に該当するもの。

- 住宅についてはいずれかに該当すること。

- ①自らが所有し居住する住宅。
- ②第三者が所有し、自らが居住する住宅

- 3 家庭用燃料電池システム（エネファーム）または定置用リチウムイオン蓄電システムを設置する住宅

- 自らが所有し居住する住宅。
- 第三者が所有し、自らが居住する住宅
- 自ら居住を予定し、市内に新築する住宅
- 自ら居住の用に供するために取得する、住宅を販売する事業者等により未使用の設備があらかじめ設置された市内に所在する住宅

※【令和3年度から新要件】定置用リチウムイオン蓄電システムを設置する住宅には、太陽光発電システムが既に設置されている（又は同時に設置する）こと。

## 3 補助金の対象となる方

以下のすべての条件を満たす方が対象です。

- 富里市の住民基本台帳に記載されている方。または実績報告書の提出日までに住民登録ができる方。
- 市税の滞納がない方（市民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税）。
- 設備の設置費を負担し、設備を所有する予定の方。
- 対象の住宅を第三者が所有する場合（共有者が存在する場合も含む）は、全ての所有者から補助事業の実施について同意を得ている方。
- 提出期限までに実績報告書を提出できる方。

- 補助対象設備が太陽光発電システムの場合は、実績報告書の提出日までに電気事業者と当該設備により発電した電力に係る特定契約を締結できる方。

## 4 補助金の額及び限度額

### 1 太陽光発電システム

太陽電池の公称最大出力（小数点以下第3位を四捨五入）に1キロワットあたり25,000円を乗じて得た額。上限100,000円。

市内施工業者を利用した場合の特例

太陽電池の最大出力に1キロワットあたり30,000円を乗じて得た金額。  
上限120,000円。

### 2 家庭用燃料電池システム（エネファーム）

補助対象経費の額。上限50,000円。

### 3 定置用リチウムイオン蓄電システム

補助対象経費の額。上限100,000円。

※補助対象経費とは、設備本体及び付属品の購入費・工事費から、消費税・地方消費税に相当する額を控除した額です。設置費に国その他の団体からの補助金を充当する場合にあってはさらに当該補助金の額を控除した額になります。

※各設備とも補助金の額に1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てた額とします。

※補助金は補助対象設備ごとに、一の住宅につき1回に限り交付します。

## 5 交付申請

●省エネルギー設備の設置工事に着工する前（建売住宅の場合は引き渡し前）に、申請書に必要書類を添付し、提出してください。

●添付書類は「交付申請書類チェックシート」を参照してください。

●申請受付は、令和3年4月1日からです。

※ただし、受付は先着順で、補助金の申請総額が予算枠に達した時点で終了となります。

●受付日は、全ての書類がそろい、市が正式に受理した日付になります。

●申請に係る書類及び添付書類は、全て申請者本人の名義及び同一の印鑑（スタンプ印不可）でお願いします。

## 6 設置工事の着工

補助金の交付を受ける方は、交付申請書提出後に機器の設置工事を行ってください（機器設置済の住宅を購入する方は、交付決定通知書受領後に住宅の引渡しを受けてください）。

## 7 実績報告書

●工事を完了した日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月10日のいずれか早い日までに、実績報告書に必要書類を添付し、提出してください。

※工事の完了した日とは、設置工事が完了した日とします。

※家庭用燃料電池システム（エネファーム）または定置用リチウムイオン蓄電システムのみの方で、住宅を取得する場合の工事完了日は引き渡し日とします。

※期間内に正当な理由なく提出がない場合は、交付を取り消します。

●添付書類は「実績報告書類チェックシート」を参照してください。

## 8 交付請求書

補助金額の確定通知書を受領後30日を経過した日までに請求書を提出してください。

## 9 書類等の提出について

●市役所環境課窓口（分庁舎2階）まで、必要書類を添えて、提出してください。

●添付書類等に不備がある場合は、受け付けられません。

●郵送、FAX、メール添付等による提出には応じられません。

## 10 その他

### ●計画の変更等の申請

補助金の交付の決定を受けた方が、交付申請書に記載した事項を変更しようとするときは、「富里市住宅用省エネルギー設備設置補助金変更申請書」(第4号様式)を提出し、その承認を受けなければなりません。

なお、変更申請による交付金額の増額はできません。

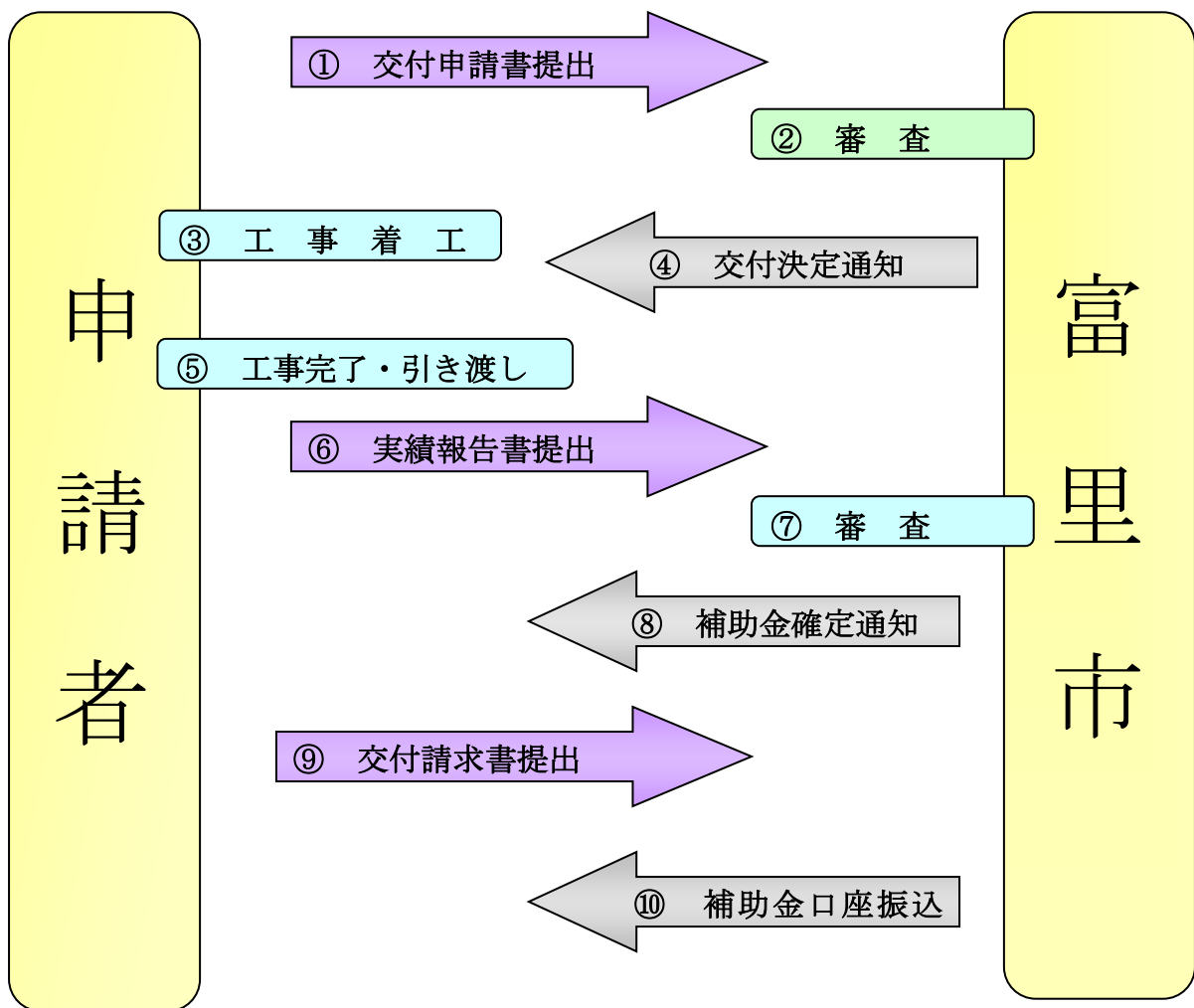
### ●計画の中止

補助金の交付の決定を受けた方が、省エネルギー設備の設置を中止しようとするときは、「富里市住宅用省エネルギー設備設置補助金交付申請取下書」(第6号様式)を提出してください。

### ●協力をお願い

必要に応じて発電量等設置効果に関する資料の提供、その他ご協力を求めることがあります。

## 11 補助金交付手続きの流れ



## 注 意 事 項

- 申請書等の記入には、消せるインクを使用したボールペンは使用しないでください。
- 申請等に係る書類及び添付書類は、全て申請者本人の名義及び同一の印鑑（スタンプ印不可）でお願いします。
- 中古のもの、対象設備の所有名義が申請者本人でないものは対象外です。
- 交付の決定や額の確定にあたって、現地調査を行う場合があります。また、補助金の交付条件に違反したときは、交付した補助金の返還を求める場合があります。
- 耐用年数を経過するまでの間は省エネルギー設備を処分することはできません。
- 年度の途中で補助制度が変更となる場合があります。
- この補助制度は、毎年度の予算に応じて実施が決定されます。
- 要綱に違反した場合は、交付決定を取り消します。

問い合わせ・申請先

〒286-0292 富里市七栄 652-1

富里市 経済環境部 環境課 環境保全班

電 話 0476-93-4945（直通）